保医発 1228 第 1 号 平成 30 年 12 月 28 日

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、平成31年1月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-3に次のように加える。
 - (3) 膀胱がん関連遺伝子検査
 - ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「<math>2」mRNA定量(1以外のもの)及び区分番号「D006-5」 染色体検査(全ての費用を含む。)の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
 - イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、区分番 号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対し

- て、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。
- ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と 診断された病理所見、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的 手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診 療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 本検査と同時に区分番号「NOO4」細胞診(1部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次のように加える。
 - (29) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画
 - ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分番号「D014」自己 抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検 査を「2項目」行った場合の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。
 - ウ 本検査と区分番号「D008」内分泌学的検査の「41」メタネフリン、「43」 メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は「46」ノルメタネフリンを併せて実施 した場合は、主たるもののみ算定する。
 - エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を 疑う医学的理由について診療録に記載すること。

(参考:新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
	71
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D006-3 Major BCR-ABL1	D006-3 Major BCR-ABL1
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 膀胱がん関連遺伝子検査	(新設)
ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、区分番号「D006-3」M	
<u>ajor BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外</u>	
のもの)及び区分番号「D006-5」染色体検査(全ての	
費用を含む。)の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合	
算した点数を準用して算定する。	
イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)	
と診断され、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」	
経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、	
再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術	
後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に	
膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確	
認した患者に対して実施した場合に限る。	
ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上	
皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分番号「K80	

- 3」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本 検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診 療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診(1部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D014 自己抗体検査

- (1)~(28) (略)
- (29) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画
 - ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分番 号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の 9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目」行った 場合の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。
 - ウ 本検査と区分番号「D008」内分泌学的検査の「41」メ タネフリン、「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は 「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるも ののみ算定する。
 - エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に 基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載す ること。

D 0 1 4 自己抗体検査 (1)~(28) (略) (新設)